

2024 年度まちだ市民大学H A T S 事業プログラム開発指針

本指針は、まちだ市民大学H A T S 事業（以下、「市民大学事業」という。）におけるプログラム開発に関し、基本的な方針及び留意すべき事項等について示すものである。

1. 事業の目的

市民大学事業は、「あなたを励まし、地域を育てる」（「まちだ市民大学H A T S 推進計画」1997 年）を基本理念として、Humanity（人間性）、Art & Literature（芸術及び文芸）、Technology&Science（技術及び科学）、Sports & Health（スポーツ及び健康）の各分野にわたり、市民が主体的かつ継続的に学習することを通じて、まちづくりに欠くことのできない市民力の創出を目的として実施するものである。

2. 根拠法令

町田市生涯学習センター条例第4条（事業）

（2）市民大学事業その他の生涯学習に係る講座、講演会等の実施に関すること。

町田市生涯学習センター条例施行規則第2条（市民大学事業）

町田市教育委員会は条例第4条第2号に規定する市民大学事業として次に掲げる事項を実施するものとする。

（1）市民の学習活動の推進に関すること。

（2）市民参加によるプログラムの開発に関すること。

（3）講座の運営に関すること。

（4）学習についての調査研究に関すること。

（5）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

町田市まちだ市民大学H A T S 事業実施要領

3. プログラム開発に関する留意事項

- ① より多くの市民が関心を持つよう、講座内容及び講座の実施方法を工夫すること。
- ② 地域づくりや地域文化の創造に主体的に参加する人材育成を意識し、町田市の地域課題や特性を盛り込んだプログラムとすること。
- ③ 特定の思想、宗教、党派の立場にとらわれることなく、多様な観点を視野に入れ、時に、対立する意見のある問題についてはそれぞれの観点を組み込み、問題を客観的に捉えるプログラムとすること。
- ④ 受講後も学習を継続できるように、学習サークルへの参加や、生涯学習センターの他の事業への参加を促すようなプログラムとすること。
- ⑤ 講師の選定にあたっては、専門的知識を有する学識経験者やテーマに精通している市民研究家など、幅広い人材の中からプログラムに相応しい者をバランスよく選定すること。

4. 講座数及び講座内容の決定

講座数は、年間 15 講座程度とする。また、各講座の内容は、市民ニーズに対応するものであることを基本として、プログラム委員と生涯学習センター職員による検討の後、町田市教育委員会が決定する。

5. 実施講座名一覧

区 分	講 座 名
前期講座	○多摩丘陵の自然入門 ○環境学 ○まちだの福祉 ○人間学 ○町田の歴史 ○“こころ”と“からだ”の健康学 ○職員企画講座（2 講座）
後期講座	○多摩丘陵の自然入門 ○環境学 ○まちだの福祉 ○人間学 ○“こころ”と“からだ”の健康学 ○職員企画講座（2 講座）

6. 講座の実施方法

- ① 講座の形式は、それぞれの講座の特色を生かし、できるだけ講義と体験・実習の両方をバランスよく取り入れること。
- ② 受講生同士の話し合い・交流を講座に取り入れること。
- ③ 公開講座については、市民のニーズや市民大学事業のPRを念頭に効果的な講座を実施すること。
- ④ 講座の中で、市民大学修了生の活動の紹介や新たなサークルづくりの支援を行うこと。
- ⑤ 近隣の大学の協力を得て講師派遣を依頼するなど、大学との連携を積極的に行うこと。

7. 講座実施時期（予定）

前期講座 4 月～ 7 月 4 回～6 回程度
 後期講座 9 月～12 月 4 回～6 回程度

8. プログラム案作成期限

講座のプログラム案については、前期は 2024 年 2 月 15 日、後期は 2024 年 4 月末日までに作成することとする。

9. 講師謝礼

講師謝礼は「生涯学習センター講師謝礼基準」をもとに予算を勘案して折衝する。

10. 講座会場

原則として、生涯学習センター6階学習室1・2、7階ホール、市内公共施設を使用する。ただし、講座の内容により、他の施設を使用する場合はこの限りではない。